

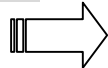
お知らせ

内航船舶(貨物船)を海外で運航させる際に注意すべき事項

【船舶の設備等に関すること】

- 航行区域変更のための臨時検査を受検すること
- 国際海洋汚染等防止証書を受有すること
- 国際大気汚染防止原動機証書を受有すること(出力130kwを超えるディーゼルエンジン)
- 船舶保安証書等を受有すること(総トン数500ト以上の船舶(旅客船を除く))
- 国際トン数証書を受有すること(長さ24m以上の船舶)⁽¹⁾
- その他国際航海に必要な条約証書を受有すること

担当窓口は、



海上安全環境部船舶安全環境課

電話 052-952-8021

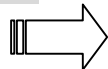
FAX 052-952-8083

(1) 関東運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局にあっては、海上安全環境部監理課が担当課になります。

【船舶に乗り組む者に関すること】

- 船員法、船員職業安定法⁽¹⁾等を遵守すること
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法を遵守すること
- 最少安全配員証書を受有すること

担当窓口は、



海上安全環境部船員労働環境・海技資格課

電話 052-952-8027

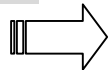
FAX 052-952-8083

(1) 船員職業安定法は、海事振興部船員労政課(052-952-8028)が担当課になります。

【内航海運業法関係】

- 総トン数100トン以上又は長さ30m以上の船舶により、内航海運業を営んでいる者にあつては、変更登録、又は事業の休廃止の届出を行うこと
- 総トン数100トン未満又は長さ30m未満の船舶により、内航海運業を営んでいる者にあつては、届出事項の変更届出、又は事業の休廃止の届出を行うこと
- 自家用船舶(総トン数100トン以上又は長さ30m以上であつて、内航海運業の用に供さない船舶)を運航している者にあつては、自家用船舶使用廃止届出を行うこと

担当窓口は、



海事振興部貨物・港運課

電話 052-952-8014

FAX 052-952-8084

【船舶油濁損害賠償保障法関係】

- 船舶油濁損害賠償保障法に基づき保障契約を締結すること(油を積載したタンカー以外の船舶で総トン数⁽¹⁾100トン以上のもの)⁽²⁾

担当窓口は、



海上安全環境部船舶安全環境課

電話 052-952-8021

FAX 052-952-8083

(1) ここでいう総トン数とは、「船舶のトン数の測度に関する法律」第4条第2項により算定した国際総トン数をいいます。

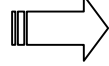
(2) 関東運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局にあっては、海上安全環境部監理課が担当課になります。

お 知 ら せ

内航船舶(貨物船)を外国法人等へ譲渡(国籍喪失)する際に注意すべき事項

抹消の登録(引渡し後2週間内)及び船舶国籍証書の返還を行うこと⁽¹⁾
船舶検査証書、条約証書を返納すること

担当窓口は、



海上安全環境部船舶安全環境課

電話 052-952-8021
FAX 052-952-8083

(1) 関東運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局にあつては、海上安全環境部監理課が担当課になります。

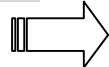
【内航海運業法関係】

総トン数100トン以上又は長さ30m以上の船舶により、内航海運業を営んでいる者にあつては、変更登録、又は事業の休廃止の届出を行うこと

総トン数100トン未満又は長さ30m未満の船舶により、内航海運業を営んでいる者にあつては、届出事項の変更届出、又は事業の休廃止の届出を行うこと

自家用船舶(総トン数100トン以上又は長さ30m以上であつて、内航海運業の用に供さない船舶)を運航している者にあつては、自家用船舶使用廃止届出を行うこと

担当窓口は、



海事振興部貨物・港運課

電話 052-952-8014
FAX 052-952-8084

【船舶油濁損害賠償保障法関係】 新しく船舶所有者となる方に必要な手続きです
船舶油濁損害賠償保障法に基づき保障契約を締結すること(2,000トンを超える油を積載したタンカー及びそれ以外の船舶で総トン数⁽¹⁾100トン以上のもの)⁽²⁾

担当窓口は、



海上安全環境部船舶安全環境課

電話 052-952-8021
FAX 052-952-8083

(1) ここでいう総トン数とは、「船舶のトン数の測度に関する法律」第4条第2項により算定した国際総トン数をいいます。

(2) 関東運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局にあつては、海上安全環境部監理課が担当課になります。

**必要な手続きをなされないときには、罰則が適用
される場合がありますので、ご注意ください。**